



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年2月22日(水) 号外(第5号)

## 目次

	ページ
<b>公安委員会規則</b>	
○群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	2
<b>警察本部訓令</b>	
○群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令(警務課)	3

## ■ 公安委員会規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月22日

群馬県公安委員会委員長 高橋 伸 二

### 群馬県公安委員会規則第1号

#### 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則(平成11年群馬県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第12条中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号から第13号までを4号ずつ繰り上げ、同条第14号中「特殊詐欺防止対策室」を「犯罪抑止対策室」に改め、同条を同条第10号とし、同条中第15号を第11号とし、第16号を第12号とする。

第19条中「6課」を「7課」に、「刑事企画課」を「刑事企画課  
国際・捜査支援分析課」に改める。

第19条の2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条の次に次の1条を加える。  
(国際・捜査支援分析課の分掌事務)

第19条の3 国際・捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際人材の育成に関すること。
- (2) 所管行政に係る多文化共生及び国際協力に関すること。
- (3) 通訳の運用及び教養に関すること。
- (4) 外国人情報の集約及び分析に関すること。
- (5) 犯罪捜査の支援に関すること。
- (6) 犯罪統計に関すること。
- (7) 犯罪手口に関すること。
- (8) 機動捜査隊に関すること。

第22条第9号を削る。

第35条を次のように改める。

#### 第35条 削除

第43条の3を次のように改める。

(犯罪抑止対策室)

第43条の3 生活安全企画課に、犯罪抑止対策室を附置する。

2 犯罪抑止対策室は、前橋市に置く。

3 犯罪抑止対策室の事務は、次のとおりとする。

- (1) 特殊詐欺の分析及び抑止対策に関すること。
- (2) 犯罪の予防に関すること。
- (3) 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- (4) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (5) 群馬県犯罪防止推進条例(平成16年群馬県条例第45号)に関すること(知事及び教育委員会の所掌に属するものを除く。)

第45条を次のように改める。

(機動捜査隊)

第45条 国際・捜査支援分析課に、機動捜査隊を附置する。

2 機動捜査隊は、前橋市に置く。

3 機動捜査隊の事務は、次のとおりとする。

(1) 機動捜査活動による犯罪の捜査及び被疑者の検挙に関すること。

(2) 国際犯罪の取締りに関すること。

第46条の3を削る。

第52条を次のように改める。

(国際・捜査支援分析参事官)

第52条 刑事部に、国際・捜査支援分析参事官を置く。

2 国際・捜査支援分析参事官は、警視正又は警視をもって充てる。

3 国際・捜査支援分析参事官は、命を受け、国際総合対策並びに犯罪捜査の支援及び分析に関する事務を総括整理し、関係職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和5年3月3日から施行する。

## ■ 警察本部訓令

### 群馬県警察本部訓令第4号

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月22日

群馬県警察本部長 小笠原 和 美

#### 群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令(令和3年群馬県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表刑事企画課の項の次に次のように加える。

国際・捜査支援分析課	国捜
------------	----

別表第3の1の表機動捜査隊の項を削る。

附 則

この訓令は、令和5年3月3日から施行する。